京都市告示第131号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成15年12月17日付けで認可した熊田区民の会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年4月16日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 区域

変更前	変更後
京都市右京区京北熊田町の区域	京都市右京区京北熊田町の区域、及び右京区
	京北五本松町吉谷31番地1

2 代表者の氏名及び住所

期間	氏名	住所
平成30年4月1日から	中川 一也	京都市右京区京北熊田町坊7番地
平成31年3月31日まで		
平成31年4月1日から	水口 繁一	京都市右京区京北熊田町奥山口24-1番地
令和2年3月31日まで		
令和2年4月1日から	村山 浩久	京都市右京区京北熊田町坊4番地
令和4年3月31日まで		
令和4年4月1日から	赤羽 幸夫	京都市右京区京北熊田町坊19番地
令和5年5月20日まで		京都川石永区永礼熊田町切 I 9 街地
令和5年5月21日から	岡山 雅亮	京都市右京区京北熊田町坊ノシタ13番地の1

(文化市民局地域自治推進室)